Ⅰ　ハラスメントの防止のために

── 個人の尊厳を守り、多様性を尊重することで、すべての人が安心して学び、教育・研究を行い、働くことのできる立命館大学・立命館附属校をめざして ──

1．本ガイドラインの目的

立命館大学、および、学校法人立命館が設置する小学校、中学校、高等学校（以下「立命館附属校」といいます。）は、個人の尊厳を守り、多様性を尊重することで、すべての学生、生徒、児童（以下「学生等」といいます。）および教職員が、安心して学び、教育・研究を行い、働くことのできる環境を確保します。そしてそのことが、学生等や教職員の成長にとって重要であると考えています。ハラスメントは、個人の尊厳と多様性を踏みにじる重大な人権侵害です。立命館大学および立命館附属校は、こうした行為を未然に防止するため、さまざまな取り組みを行っているほか、ハラスメントと疑われる行為が行われた場合には、これに対する各種の対応を行っています。

このガイドラインでは、ハラスメントを未然に防止するため、どのような行為がハラスメントにあたるのかについて説明するとともに、ハラスメントと疑われる行為が行われた場合の手続等について紹介することとします。

2．立命館大学および立命館附属校の基本姿勢と決意

教育･研究機関である立命館大学および立命館附属校は､日本国憲法が定める基本的人権を尊重し、いかなる人権侵害も許しません。こうした基本姿勢にもとづき、立命館大学および立命館附属校は、すべての学生等および教職員の理解と協力を得て、ハラスメントのない修学環境、教育・研究環境、就業環境の確保に努めます。

3．立命館大学および立命館附属校の取り組み

立命館大学および立命館附属校は､「立命館大学ならびに学校法人立命館の設置する小学校､中学校および高等学校ハラスメント防止に関する規程」（以下「規程」といいます。）を制定するとともに、その内容をわかり易く示すこと等を目的として､「立命館大学･立命館附属校ハラスメント防止のためのガイドライン」（この文書がこれにあたります。以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。そして、規程およびガイドラインにもとづき、ハラスメントを未然に防止するため、研修の実施など各種の取り組みを進めています。

なお､「立命館憲章」および「立命館大学教職員の行動指針」には、人権尊重の立場が明確に打ち出されていますが、これらの内容がハラスメントの防止にとって重要な意味をもっていることは、言うまでもありません。

4．規程における用語の定義（ハラスメントの定義を除く）について

（1）「教職員」（規程2条3項）

「教職員」とは、立命館大学や立命館附属校で働く教員や職員と、学校法人立命館の事務を行う職員のことをいいます。なお、「教員」「職員」のそれぞれにつき、以下で詳しく説明します。

① 「教員」

まず、「教員」には、本学が直接雇用する教員（雇用期間の定めのない教員、任期制教員、特別契約教員、特命教員、特別招聘教員、特別任用教員、継続雇用教員、専任講師、特任助教、助手、常勤講師、嘱託講師、授業担当講師、非常勤講師等）のほか、客員教員等が含まれます。

② 「職員」

次に、「職員」には、雇用期間の定めのない職員、継続雇用職員、特定業務専門職員、契約職員、事務補助職員、専門研究員、リサーチアシスタント等、本学が直接雇用する職員のほか、派遣会社から派遣される職員や業務を委託している監督・コーチ等が含まれます。

（2）「学生等」（規程２条４項）

「学生等」とは、立命館大学に在籍する学生（学部学生、大学院生）と、立命館附属校に在籍する生徒や児童のことをいいます。また、ここでの「学生」には、科目等履修生、聴講生、研修生、研究生、特別聴講学生等も含まれます。

（3）「保護者」（規程２条５項）

「保護者」とは、「学生等」の親権者、未成年後見人、学費負担者、身分を保証する者のことをいいます。

（4）「関係者」（規程２条６項）

「関係者」とは、「教職員」、「学生等」、「保護者」以外の者で、立命館大学または立命館附属校と相応の関わりがあると認められる者のことをいいます。例えば、訪問教員、立命館大学または立命館附属校内の清掃や警備に携わっている委託企業の社員、立命館生活協同組合の従業員、雇用関係のない研究員、機器や消耗品の納入者、機器の保守担当者、同窓会や校友会の会員などが、「関係者」に含まれます。

（5）「監督者」（規程２条７項）

「監督者」とは、学部長、研究科長、機構長、機構長代理、校長、部長（教員の部長と職員の部長の両方を含みます。）、次長、課長（継続雇用である担当部長、担当次長、担当課長を除く。）のことをいいます。

５．規程の適用範囲

規程は、ハラスメントに起因する問題の当事者の少なくとも一方が学生等や教職員である場合に適用されます。このうち、ハラスメントを行った者が学生等や教職員以外の者であり、ハラスメントを受けた者が学生等や教職員である場合に関しては、ハラスメントを行った者に対して規程やガイドラインの趣旨を説明するとともに、これについての理解が得られた場合には、その者が所属する組織に対して通告を行い、当該行為の再発防止や調査の実施等を求めることになります。